

松本市告示第437号

カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年6月25日

松本市長 臥雲 義尚

カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カスタマーハラスメント防止に関する条例（以下「条例」という。）の制定を検討するに当たり、市民、有識者等から多様な意見を求めるため、カスタマーハラスメント防止に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例の策定に関すること。
- (2) 条例の運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市民の代表者
- (3) 職員労働組合の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部カスタマーハラスメント対策室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。